

令和2年第12回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月4日(金) 午後2時から午後2時20分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (9人)

	2番	笹山	勝彦
	4番	鹿原	仁
	6番	阿部	範彦
	7番	浜谷	秀雄
	8番	長根	義則
	9番	久保	雅庸
	10番	中城	司
	12番	土橋	剛
会長	14番	百目木	憲一

4. 欠席委員 (5人)

	1番	坂	政和
	3番	荒道	秀雄
	5番	堰合	とし
	11番	郷州	公典
会長職務代理者	13番	横道	文男

5. 出席農地利用最適化推進委員 (7人)

石鉢地区	森	正浩
金山沢地区	向井	成男
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員 (2人)

鳥屋部地区	堰合	繁
田代地区	水合	達徳

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第 9号 農地の転用事実に関する照会について

第4 報告第 10号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について

8. 農業委員会事務局職員

参事(事務局長) 地代所 誠

副参事(事務局次長) 清水恵美子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 9 名、推進委員 7 名です。 農業委員の数が定足数に達していますので、令和 2 年第 12 回階上町農業委員会総会を開会します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、8 番 長根委員、9 番 久保委員を指名します。 日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり。)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定します。 これより、議事に入ります。 日程第 3、報告第 9 号「農地の転用事実に関する照会について」の件を議題とします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 9 号</u>について朗読いたします。 <u>1 ページ</u>をお願いします。【案件朗読】</p> <p>報告第 9 号の詳細について説明いたします。 本件は、青森地方法務局八戸支局より昭和 56 年 8 月 28 日付け農林水産構造改善局長通知に基づき、依頼の日から 2 週間以内に回答することとされておりますので、局長により報告したことについて、農業委員会へ報告するものです。 本申請の詳細ですが、平成 2 年 4 月に 3 条申請により A を畑として売買し、同時に 5 条申請により B を宅地に転用するとして売買の申請が同時になされているもので、当時の農業委員会では、いずれも許可となっているものです。 許可後、買主において、住宅を建設するにあたり日照等の問題から A の方が適地と判断し、いずれも購入済みで自己所有地であることから建設地を勝手に変更して住宅を建設しましたが、建設後に所有権移</p>

	<p>転登記を行おうとしたところ、農業委員会の許可と異なることから登記できず、今日まで未登記のまま経過したものです。</p> <p>当時の状況としては、農地法違反とすべき案件であります。隣接地であり、住宅を建設している土地を許可地と考えていたことから建設の差し止め等はしないまま完成したものです。</p> <p>Aは現に住宅がありますので、現況を非農地（宅地）と判断するもので、Bについては、住宅への進入路や庭園として整備されていることから、同じく非農地（宅地）と判断し、建設から30年程度経過しているもので、現状復旧命令はしないとして回答したものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の清水頭推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>11月19日、会長、局長、鹿原委員と私の4人で現地確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>（「質問なし」との声あり）</p>
議長	<p>無いようですので、報告第9号の件を終了いたします。</p> <p>日程第4、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を議題とします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第10号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>2ページ</u>をお願いします。【案件朗読】</p> <p>報告第10号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、本年4月に農地法第18条第6項の規定による通知書を作成し、合意解約したことの届け出があったので、受理したことについて、直近の農業委員会に報告すべき案件でしたが、これまで報告さ</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>れておりませんでしたので、本総会へ報告するものです。</p> <p>詳細は、借受人が山林の一部を放牧地として平成 29 年に 3 条により 5 年間借受けたものですが、昨年 12 月頃に飼養条件の整った場所への移転を計画し、本年 4 月に移転完了したことに伴い返却したので、合意解約となったものです。</p> <p>また、放牧という特殊な要件から山林の一部を養畜の用に借り受けていたもので、C は面積 21, 862 m² の内 2, 000 m² (9%) を D は面積 347, 173 m² の内 1, 200 m² (0. 3%) を利用していたもので、返却後の土地の主たる利用目的は山林となることや周囲が山林に囲まれており、今後、放牧など特殊な条件が無い限り再利用されることが見込まれないので、現況についても主な利用状況を山林として差し支えないと考えるものです。</p> <p>なお、本来 5 月の総会に報告するべき案件でしたが、昨年度まで合意解約については、農地法第 18 条第 6 項により、農業委員会へ届出する義務が、貸借主に課せられており農業委員会は解約書を受理するだけで処理を終えていましたが、他市町村の対応を確認したところ、受理を証明する書類を交付していることから、本年度より受理書を農業委員会会長名で交付することに事務内容を変更して対応することとしてきました。</p> <p>その後、農業委員会へも周知する必要があるとして、5 月総会以降直近の総会へ報告することとして来ましたが、4 月総会以前の処理月日のため報告案件から漏れており、今回の報告となったものです。</p> <p>補足となりますが、農地法第 3 条による賃貸借については、その期間満了日の 6 月以上前に解約の申し出がない場合には、農地法第 17 条の規定により、自動的に同等の契約が更新されたこととみなすことが出来るとされているので、必ず解約書の作成が必要となり、そのまま放置すると解約したことにならないこととなるものです。</p> <p>ちなみに、農業経営基盤強化促進法及び中間管理法による貸借については、第 17 条の適用が除外されているので、期間満了と同時に契約は解約となります。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(「質問なし」との声あり)</p>
-----------------------	---

議 長	<p>無いようですので、報告第 10 号の件を終了いたします。 これにて、本会議に付議された全議案が終了しました。 以上をもちまして、令和 2 年第 12 回階上町農業委員会総会を閉会 いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。 礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和 2 年 12 月 4 日</p> <p>議事録署名者 議 長 <u>百目木 憲 一</u></p> <p>8 番 <u>長 根 義 則</u></p> <p>9 番 <u>久 保 雅 庸</u></p>